

# 再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業

令和3年度予算(案) 1,200百万円(新規) 令和2年度3次補正予算(案) 2,500百万円

再エネの最大限の導入と地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域づくりを支援します

## 事業内容

地域に根ざした地域再エネ事業を推進するには、地方公共団体が地域関係者と連携して、地域に合った再エネ設備の導入計画、地域住民との合意形成、生産した再エネ消費先確保・再投資、持続的な地域再エネ事業の経営に関する課題を解決する必要があるため以下の事業を実施する。

### (1) 地域再エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

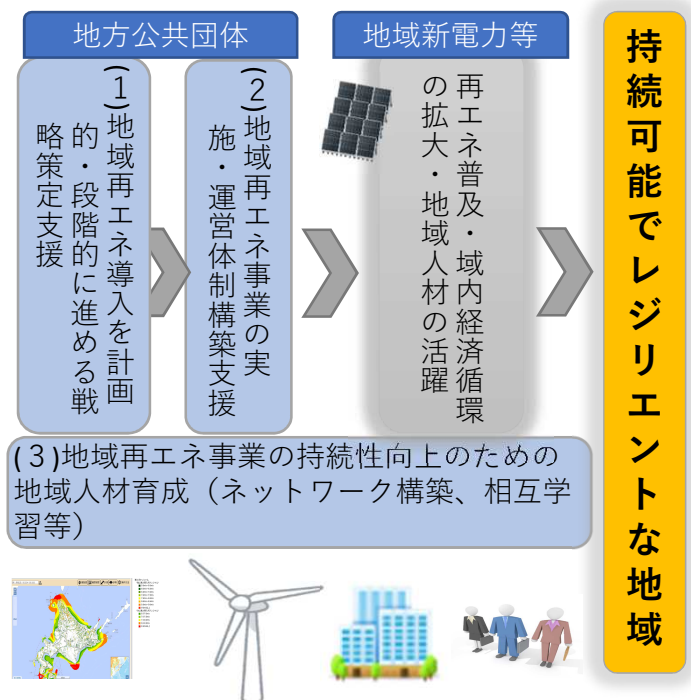
- ① 2050年を見据えた地域再エネ導入目標策定支援
- ② 円滑な再エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

### (2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域再エネ導入目標に基づき再エネ導入促進エリア等において地域再エネ事業を実施・運営するための官民連携で行う事業スキーム（電源調達～送配電～売電、需給バランス調整等）の検討から体制構築（地域新電力等の設立、自治体関与）までを支援

### (3) 地域再エネ事業の持続性向上のための地域人材育成（ネットワーク構築、相互学習等）

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行う



## 事業スキーム

### 事業形態

- (1)(2) 間接補助事業
- (3) 委託事業

### 補助対象

- (1), (2) 地方公共団体
- (3) 民間事業者・民間団体等

### 実施期間

令和3年度～令和5年度

# (1) 地域再生エネ導入を計画的・段階的に進める戦略策定支援

地域への再生エネ導入目標の策定や再生エネ導入促進エリアの設定における合意形成等を支援します。

## 事業内容

### ① 2050年を見据えた地域再生エネ導入目標の策定支援

中長期的に脱炭素化を図り持続可能でレジリエントな地域を実現し、地域循環共生圏を構築するため、長期目標として2050年を見据えて、どの再生エネを、どれくらい、どのように導入し、有効活用するかについて、地域全体で合意された目標を定めるための調査検討や合意形成を支援する

### ② 円滑な再生エネ導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成支援

地域が主導し、地域が裨益する円滑な再生エネ導入が期待できるエリアである促進エリア設定等に向けたゾーニング等の取組と、それに向けた調査検討や、地域住民等による合意形成等を支援する。



## 事業スキーム

### 事業形態

間接補助事業

### 補助対象

地方公共団体

### 実施期間

令和3年度～令和5年度

### 補助率

- 小規模自治体  
定額 (①上限1,000万円、②上限3,500万円)

- 都道府県・指定都市・中核市・特例市  
3 / 4

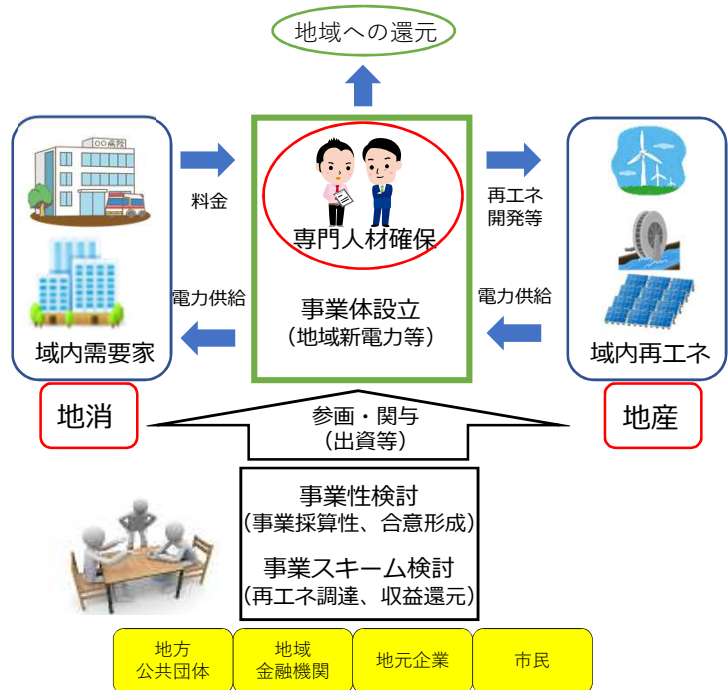
## (2) 官民連携で行う地域再エネ事業の実施・運営体制構築支援

地域の内発的な再エネ導入事業を持続的に行うための実施・運営体制の構築を支援します。

### 事業内容

地域再エネの地産地消とそこで得られた収益を地域再エネ電源の開発等に還元することによって、地域の脱炭素化と地域活性化に貢献し、地域エネルギー収支の改善に資する事業実施・運営体制を構築するため、以下の業務について支援を行う。

- 事業スキーム検討  
(例：再エネ調達方法（自社開発、地域内企業との協定締結による調達など）、地域内での需要確保、収益の地域還元方法)
- 事業性検討  
(例：事業の採算性評価、出資主体間の合意)
- 事業体（地域新電力等）設立  
(例：需給管理、顧客管理体制の構築)
- 専門人材確保  
(例：事業運営に必要な人材の専門分野の特定、雇用確保)



### 事業スキーム

#### 事業形態

#### 間接補助事業

#### 補助対象

地方公共団体

#### 実施期間

令和3年度～令和5年度

#### 補助率

※事業の実施の結果として構築される実施・運営体制に対して以下の出資比率により算出

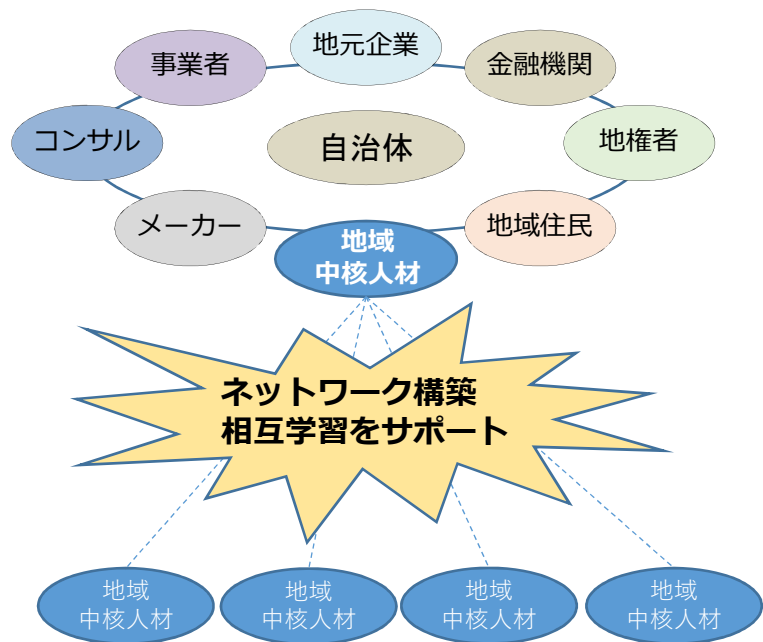
- 地方公共団体若しくは地域金融機関又はこれらの両方が出資し、かつ、当該地方公共団体、地元企業（地域金融機関を含む。）・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合  
**2 / 3**
- 地元企業・団体及び一般市民の出資額が資本金額の50%を上回る場合並びに地方公共団体が出資する場合  
**1 / 2**
- 上記以外の場合  
**1 / 3**

### (3) 地域再エネ事業の持続性向上のための地域人材育成 (ネットワーク構築、相互学習等)

地域再エネ事業の実施に必要な専門人材を育成し、  
官民でノウハウを蓄積するための地域人材のネットワーク構築や相互学習等を行います。

#### 事業内容

- 地域再エネ事業の持続的な実施に必要な地域中核人材等に対し、他地域の中核人材とのネットワーク構築や相互学習をサポートする。  
(例：実際の再エネ電源開発の合意形成等に係るノウハウの継承・蓄積、需給予測、VPPなどAI・IT技術を応用した事業性強化のための研修の実施、同じ地域課題を抱える地域人材のネットワーク構築・相互学習)
- 地域再エネ導入目標、ゾーニング等の合意形成、地域再エネ事業の実施・運営体制構築に係る事例をガイド等として取りまとめ、他地域での展開を図る。



目指す人材像 = 地域に根ざした再生可能エネルギー事業の組成・運用支援

#### 事業スキーム

##### 事業形態

委託事業

##### 補助対象

民間事業者、団体等

##### 実施期間

令和3年度～令和5年度

## 地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する避難施設等への自立・分散型エネルギー設備等導入推進事業

令和3年度予算(案) 5,000百万円(新規)

令和2年度3次補正予算(案) 5,500百万円

感染症対策を推進しつつ災害・停電時にも避難施設等へのエネルギー供給が可能な再生可能エネルギー設備等の導入を支援します。

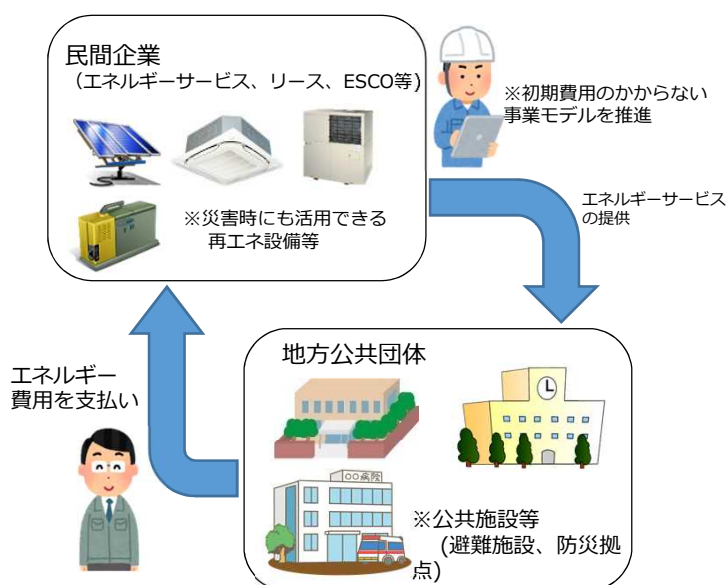
### 事業内容

地域防災計画により災害時に避難施設等として位置付けられた公共施設に、再生可能エネルギー設備等の導入を支援し、平時の温室効果ガス排出抑制に加え、災害時にもエネルギー供給等の機能発揮を可能とする。

- ① 公共施設（避難施設、防災拠点等）に防災・減災に資する再生可能エネルギー設備、蓄電池、未利用エネルギー活用設備、及びコジェネレーションシステム（CGS）並びにそれらの附帯設備（充放電設備・充電設備、自営線、熱導管等）等を導入する費用の一部を補助。CO2削減に係る費用対効果の高い案件を採択することにより、再生設備等の費用低減を促進。また、自治体にとって初期費用のかからないビジネスモデル（例：エネルギーサービス、リース・ESCO等）により導入する等の場合に優先採択。

※ EVについては、通信・制御機器、充放電設備又は充電設備とセットで外部給電可能なEVに従来車から買換える場合に限り、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助する。

- ② ①の再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定を行う事業の費用の一部を補助。



### 事業スキーム

#### 事業形態

間接補助事業

#### 補助対象

地方公共団体、民間事業者・団体等（エネルギーサービス・リース・ESCO等を想定）

#### 実施期間

令和3年度～令和7年度

#### 補助率

- ① 再生可能エネルギー設備等の導入

・都道府県・政令市・指定都市

1/3

・市区町村（太陽光発電設備又はコジェネレーションシステム導入の場合）

1/2

・市区町村（費用負担が大きく普及が進んでいないバイオマス熱利用、地中熱利用設備等を導入する場合等）及び離島

2/3

※共同申請する民間事業者も同様。

- ② 再生可能エネルギー設備等の導入に係る調査・計画策定事業

1/2（上限500万円）



# PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（一部 総務省・経済産業省 連携事業）

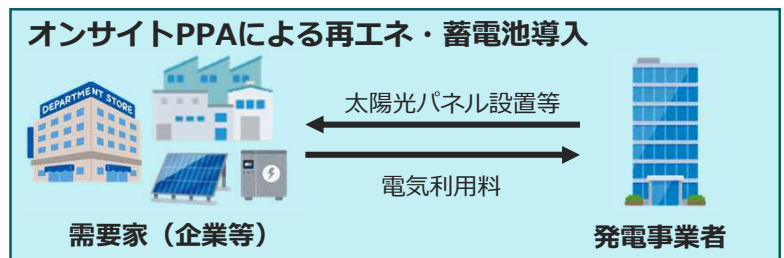
令和3年度予算（案） 5,000百万円（4,000百万円） 令和2年度3次補正予算（案） 8,000百万円

再エネ・蓄電池の導入及び価格低減促進と調整力の確保等により、再エネ主力化とレジリエンス強化を同時に図ります。

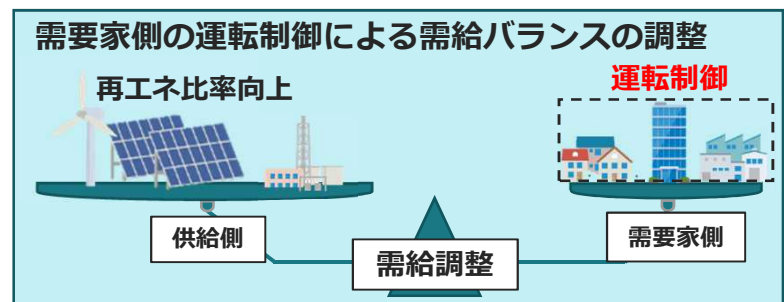
## 事業内容

- (1) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業
- (2) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業

1. ① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備、システム等導入支援事業
- ② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備、システム等導入支援事業
2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業



- (3) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による建物間融通支援事業
- (4) ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業
- (5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業
- (6) データセンターの脱炭素化・レジリエンス強化促進事業



\* EVについては、(1)・(2)-1-①・(2)-2・(3)・(4)のメニューにおいて、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×2万円/kWh補助する。(上限あり)

\* 継続分を除く事業は組み合わせて行う事も可能

## 事業スキーム

### 事業形態

間接補助事業

委託事業

### 委託・補助先

地方公共団体、民間事業者・団体等

### 実施期間

- (1)・(2)・(3) 令和2年度～令和6年度
- (4)・(5)・(6) 令和3年度～令和6年度

**(1) 公共施設の設備制御による地域内再エネ活用モデル構築事業**

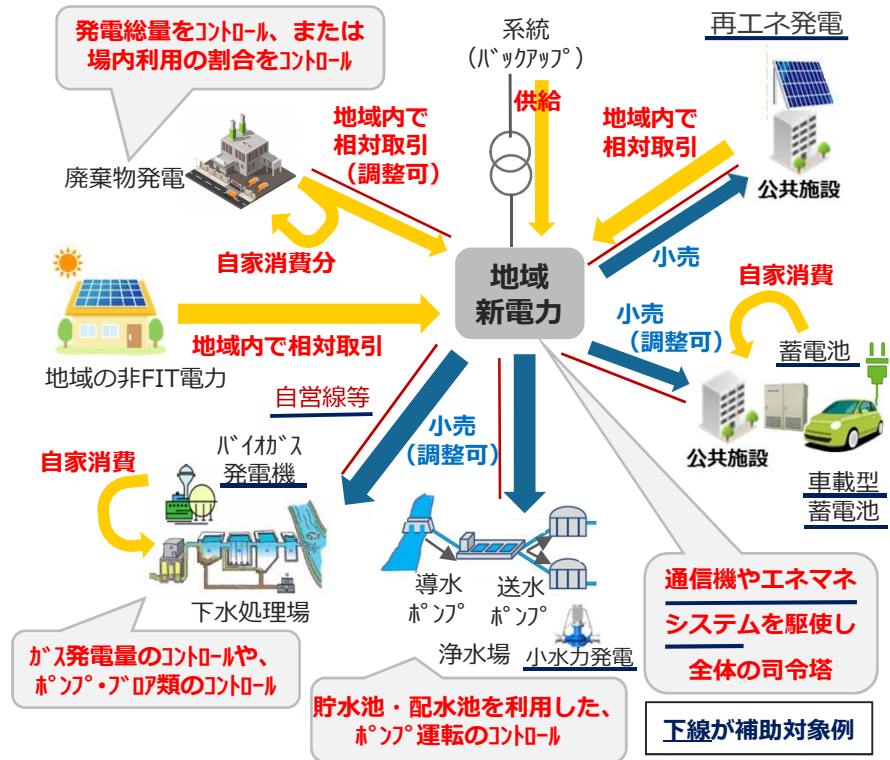
再生可能エネルギーの導入や、公共施設等の調整力・遠隔管理を活用することで、地域の再エネ主力化を図ります。

**事業内容**

パリ協定等を踏まえ全ての分野における脱炭素化が求められる中で、自治体は、率先して再エネの最大限の導入に取り組む必要がある。このため、本事業では、地域全体でより効果的なCO2排出削減対策を実現する先進的モデルの構築を目指す。

廃棄物発電所や上下水道等の公共施設の有する（遠隔）制御可能な複数の設備を活用して、需要制御を行いながら地域の再エネ電力を有効活用できるようにし、公共施設の再エネ比率をさらに高めるモデルを構築する。

具体的には、災害等有事の際にも強い地域の総合的なエネルギーマネジメントの構築に資する、再エネ設備、蓄電池、通信機、エネマネシステム、自営線などの導入を補助する。

**事業スキーム****事業形態**

間接補助事業

**補助率**

2 / 3

\* EVについては、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×2万円/kWh補助する。(上限あり)

**補助先**

地方公共団体、民間事業者・団体等

**実施期間**

令和2年度～令和6年度

**(2) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業①**

変動性再エネ（太陽光、風力等）の主力電源化に向け、  
需要側の運転制御可能な省CO2型需要側設備等を支援します。

**事業内容**

1. 出力が変動し、予測誤差が生じる太陽光、風力などの変動性再エネを主力化していくためには、出力の変動や予測誤差に応じて需要側の設備等の運転状況をモニタリングし、オフサイトからでも運転制御できる体制を構築していくことが必要となる。

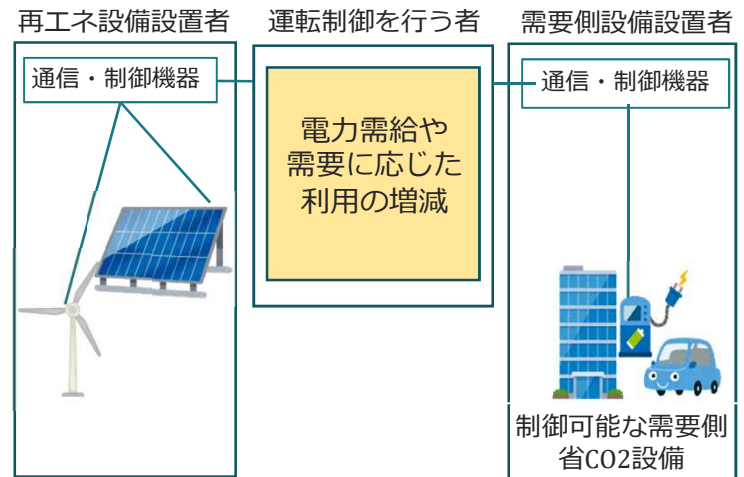
このため、オフサイトから運転制御可能で平時のエネルギーマネジメントや省CO2化が図れる需要側設備等を整備し、遠隔制御実績等を報告できる事業者に対し支援を行う。

（支援対象機器：実証段階のものを除き、実用段階のものに限る。）

**① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備、システム等導入支援事業**

オフサイトから運転制御可能な充放電設備又は充電設備、蓄電池、一定要件を満たす車載型蓄電池、蓄熱槽、ヒートポンプ、コジェネ、EMS、通信・遠隔制御機器、需要側に設置する省CO2・エネルギーマネジメントに資する設備及び設備同士を結ぶ自営線、熱導管等。

\* 設備導入年度の終了後、少なくとも3年間、市場連動型の電力契約を結ぶ事業者について優先採択を行う。

**② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備、システム等導入支援事業****オフサイトより運転制御可能な省CO2型需要側設備****事業スキーム****事業形態****間接補助事業****補助対象**

地方公共団体、民間事業者・団体等  
（設備設置者）

**実施期間**

令和2年度～令和6年度

**補助率**

- ① オフサイトから運転制御可能な需要家側の設備、システム等導入支援事業  
**1 / 2**

\* EVについては、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助する。（上限あり）

- ② 再エネの出力抑制低減に資するオフサイトから運転制御可能な発電側の設備、システム等導入支援事業

**1 / 3**

※電気事業法上の離島は、補助率 **1 / 2**



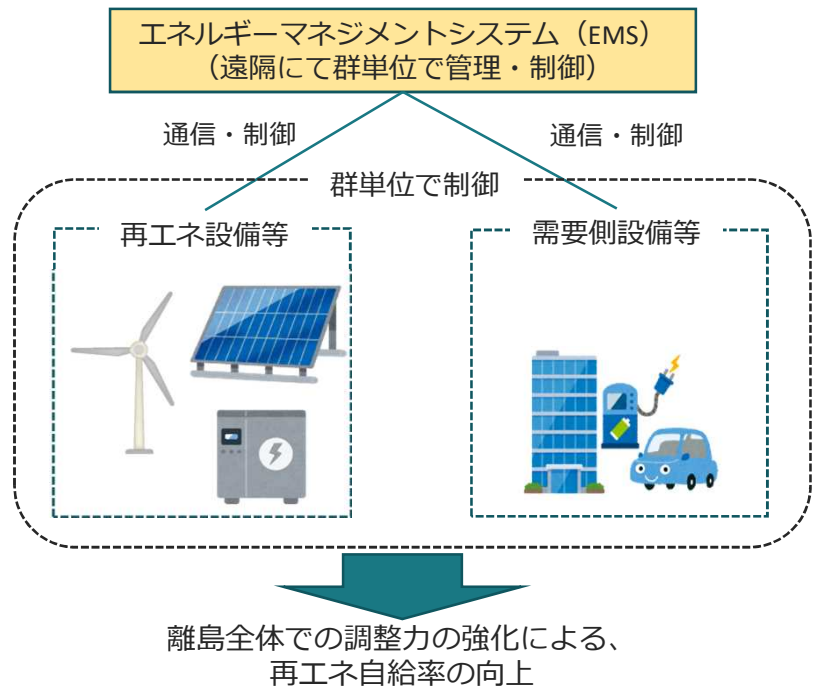
**(2) 再エネ主力化に向けた需要側の運転制御設備等導入促進事業②**

再エネ設備や需要家側設備を遠隔にて群単位で管理・制御することにより、離島全体での再エネ自給率の向上を図ります。

**事業内容****2. 離島における再エネ主力化に向けた運転制御設備導入構築事業**

離島は、地理的条件、需要規模等の各種要因より電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合が低く、本土と比較して、実質的な二酸化炭素排出係数が高い状況である。一方で、太陽光発電設備等の再生可能エネルギーは変動性電源であり、電力供給量に占める割合を高めるにあたっては、調整力を強化していく必要がある。このような調整力の強化にあたっては、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することが費用対効果の面から有効である。

そこで、離島において、再生可能エネルギー設備や需要側設備を群単位で管理・制御することで調整力を強化し、離島全体で電力供給量に占める再生可能エネルギーの割合を高め、二酸化炭素排出量の削減を図る取り組みに対して、計画策定の支援、または再エネ設備、オフサイトから運転制御可能な需要側設備、蓄電システム、蓄熱槽、充放電設備又は充電設備、一定要件を満たす車載型蓄電池、EMS、通信・遠隔制御機器、同期発電設備、自営線、熱導管等の設備等導入支援を行う。

**事業スキーム****事業形態****間接補助事業****補助率**

- 計画策定 **3 / 4 (上限1,000万円)**

- 設備等導入 **2 / 3 (一部上限あり)**

\* EVについては、蓄電容量の2/3×2万円/kWh補助する。(上限あり)

**補助対象**

地方公共団体、民間事業者・団体等

**実施期間**

令和3年度～令和6年度

## PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、 (3) 平時の省CO2と災害時避難施設を両立する直流による 建物間融通支援事業

省CO2と災害時のエネルギー確保が可能となる直流給電による建物間電力融通に係る設備等の構築を支援します。

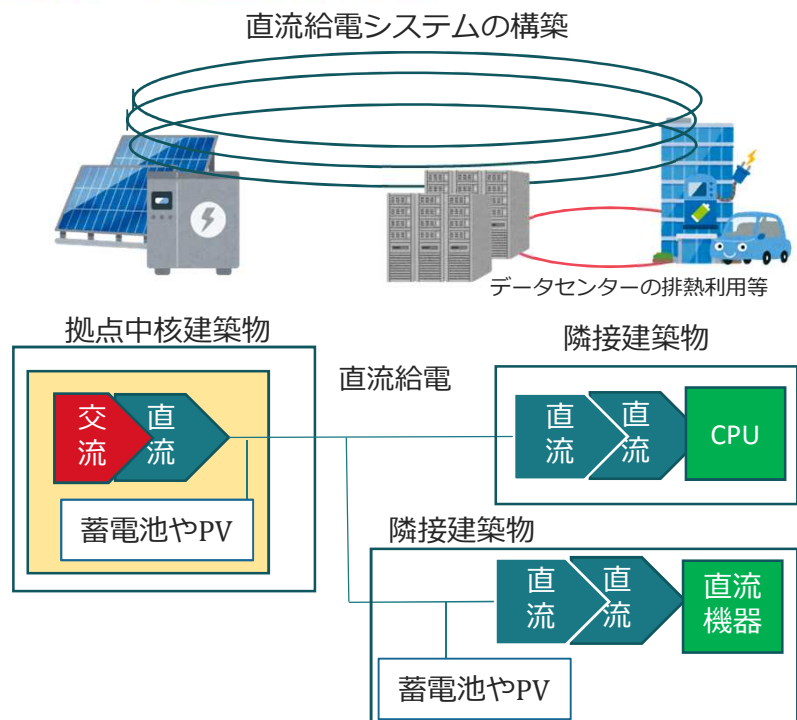
### 事業内容

一般的に直流給電システムは交流給電システムと比べて電力変換段数が少なく、電力変換時のエネルギーロスを低減できるため省CO2とすることが可能であり、さらに太陽光発電設備や蓄電池を給電線に直接接続できるため災害時にシステムがブラックアウトした際にも効率的に自立運転させることが可能である。

このような直流給電システムを複数の建物間をつなぎ、構築することで、一定エリア内で平時は省CO2を図りつつも、災害時には核となる避難拠点形成できる。

そこで、複数の建物間をつなぎ、直流給電システムとすることで、一定エリア内で平時の省CO2を図り、災害時に核となる避難拠点を形成する事業者に対して設備等の導入に係る計画策定や導入支援を行う。

### 建物間をつなぐ直流給電システム



### 事業スキーム

#### 事業形態

間接補助事業

#### 補助率

- 計画策定 3 / 4 (上限1,000万円)
- 設備等導入 1 / 2

#### 補助対象

地方公共団体、民間事業者・団体等

\* EVについては、蓄電容量の1/2(電気事業法上の離島は2/3)×2万円/kWh補助する。(上限あり)

#### 実施期間

令和2年度～令和6年度

## (4) ストレージパリティの達成に向けた 太陽光発電設備等の価格低減促進事業

太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせたシステムへの支援により、ストレージパリティの達成を目指します。

### 事業内容

太陽光発電による電力の自家消費を促進するためには、蓄電池を効果的に活用することが重要であり、蓄電池を導入しないよりも蓄電池を導入したほうが経済的メリットがある状態（ストレージパリティ）を目指す取組みを促進する必要がある。災害時においても電力供給可能な太陽光発電設備と蓄電池を組み合わせたシステム等を導入し、補助金額の一部をサービス料金の低減等により需要家に還元するとともに、当該還元について公表する事業者に対して支援を行う。太陽光発電設備や蓄電池のシステム価格の低減とともに、補助額は段階的に下げていく。

- ① 集合住宅・業務・産業用途  
(太陽光発電設備10kW以上の場合)  
オンサイトPPAモデル等による設備等導入に対して支援を行う。(補助)
- ② 戸建て住宅用途  
(太陽光発電設備10kW未満の場合)  
オンサイトPPAモデル等による設備等導入に対して支援を行う。(補助)
- ③ ストレージパリティ達成のための課題分析及び解決手法の調査・検討を行う。(委託)



#### 需要家（企業等）

- ・再エネ電気を購入
- ・電力使用分のみ支払い
- ・長期固定価格
- ・電気代上昇リスク低減
- ・RE100に活用可能

太陽光パネル設置等

#### 電気利用料

利用料の低減等により  
需要家が裨益



#### 発電事業者

- ・設備設置の費用負担
- ・設備の維持管理
- ・利用料の低減等の公表

### 事業スキーム

#### 事業形態

- ①② 間接補助事業
- ③ 委託事業

#### 補助率

- 太陽光発電設備
  - ・定額（4万円/kw又は5万円/kW及び工事費の一部）
- 蓄電池
  - ・家庭用 定額（2万円/kwh及び工事費の一部）  
又は 補助率1/5 の低い方
  - ・産業用 定額（6万円/kwh及び工事費の一部）  
又は 補助率1/3 の低い方

#### 委託先及び補助対象

民間事業者・団体

#### 実施期間

令和3年度～令和6年度

\* EVについては、蓄電容量の1/2×2万円/kWh補助する。（上限あり）

PPA活用など再エネ価格低減等を通じた地域の再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業のうち、

03

## (5) 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入事業

再エネ主力化に向けて、価格低減効果が期待される手法による再エネ設備の導入を支援します。

### 事業内容

#### ① オフサイトコーポレートPPAによる太陽光発電供給モデル創出事業（補助）

オフサイトコーポレートPPAにより太陽光発電による電力を供給する事業者に対して、匿名にて価格構造、契約に係る情報（個人情報を除く）の公表に同意することを条件として、設備等導入支援を行う。

#### ② 太陽光発電設備の設置箇所拡大（補助）

建物屋根上や空き地以外の場所（カーポート等）を活用した需給一体型の太陽光発電設備の設置について、本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るもの限り設備等導入の支援を行う。蓄電池を導入する場合には、当該蓄電池についても補助対象とする。

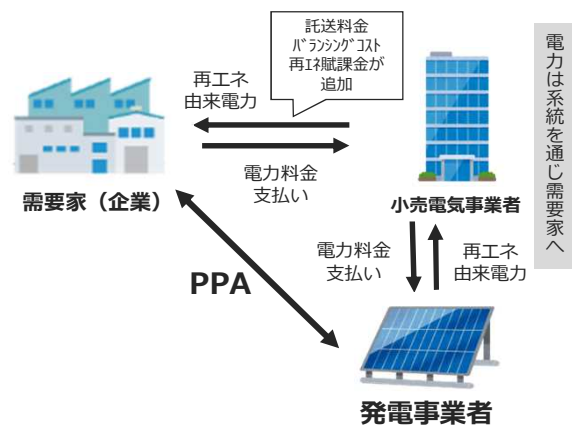
#### ③ 再生可能エネルギーの価格低減促進（補助）

FITの対象とされている電源（太陽光発電を除く。自家消費又は災害時の自立機能付きの再エネ電源に限る。）について、本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果の平均値又は中央値のいずれか低い方を下回るもの限り計画策定、設備等導入支援を行う。

再生可能エネルギー熱利用設備について、当該設備の費用対効果が従来設備の費用対効果（※過年度の環境省補助事業のデータ等に基づく）より一定割合以上低いもの限り計画策定、設備等導入支援を行う。

#### ④ 再エネの価格低減に向けた新手法による再エネ導入について調査・検討を行う。（委託）

【オフサイトコーポレートPPA（国内の場合）】



※コーポレートPPAとは、需要家（企業等）が発電事業者から電力を固定価格で長期間購入する電力購入契約。発電事業者はPPAによる事業の予見性向上により資金調達がしやすくなり、新規の再エネ投資が進む。需要家は、長期電力価格固定による電気料金上昇へのリスクヘッジ、長期契約による電力価格の低下、安定的な再エネ調達が可能。同手法は、特にRE100企業が重視している再エネ電源の「追加性」のニーズも満たすことが可能。我が国の現行の電気事業法の下では、一般の企業が発電事業者と直接PPAを結ぶことはできないが、小売電気事業者を介した3者間のPPAは可能。

### 事業スキーム

#### 事業形態

- ①②③ 間接補助事業
- ④ 委託事業

#### 補助率

- ・ 計画策定※ 3 / 4（上限1,000万円）
- ・ 設備等導入 1 / 3

#### 委託先及び補助対象

地方公共団体、民間事業者・団体等

※計画策定は③事業のみ

#### 実施期間

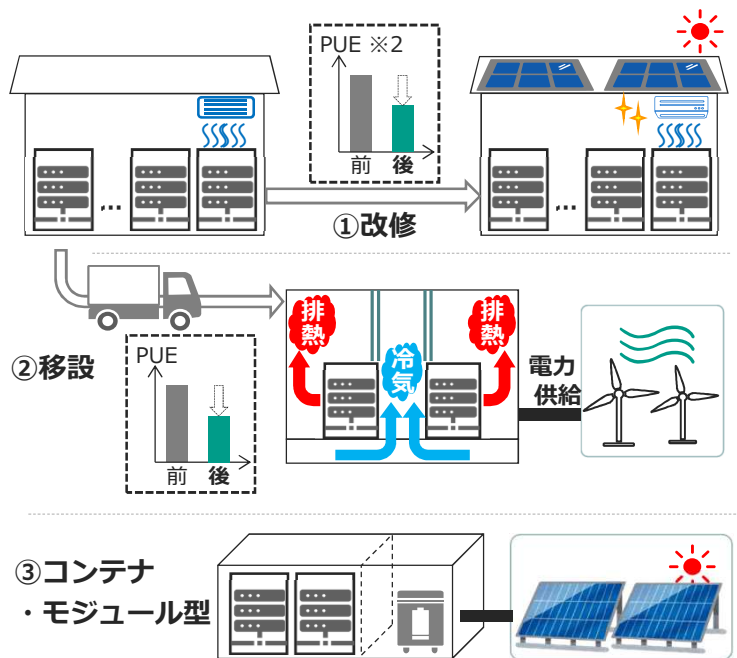
- ① : 令和3年度
- ②、③、④ : 令和3年度～令和6年度

データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化に向けた取組を支援します。

### 事業内容

- ① 既存データセンターの再エネ導入等による省CO2改修促進事業  
 既存データセンターの再エネ・蓄エネ設備等導入及び省エネ改修について支援する。
- ② 省CO2型データセンターへのサーバー等移設促進事業  
 省CO2性能の低いデータセンターにあるサーバー等について、再エネ活用等により省CO2性能が高い地方のデータセンターへの集約・移設を支援する。
- ③ 地域再エネの効果的・効率的活用にあ資するコンテナ型データセンター導入促進事業  
 省エネ性能が高く、地域再エネの効率的活用も期待できるコンテナ型データセンターについて、設備等導入を支援する。
- ④ データセンターのゼロエミッション化・レジリエンス強化促進方策検討事業  
 データセンターの再エネ活用等によるゼロエミッション化・レジリエンス強化を促すとともに、省CO2型データセンターの利用を促進する方策等について調査・検討する。

※データセンターの新設に関する支援については、「脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業」のうち、「地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業」を参照。



※2 Power Usage Effectiveness : データセンターの電力使用効率指標

### 事業スキーム

#### 事業形態

- ①②③ 間接補助事業

#### 補助率

1 / 2

- ④ 委託事業

#### 委託先及び補助対象

地方公共団体、民間事業者・団体等

#### 実施期間

令和3年度～令和6年度



# 脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業 (一部 総務省・経済産業省・国土交通省 連携事業)

令和3年度予算(案) 8,000百万円(8,000百万円) 令和2年度3次補正予算(案) 4,000百万円

2050年カーボンニュートラルの実現に向けた、  
ローカルSDGs(地域循環共生圏)の構築を目指します。

## 事業内容

### (1) 地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業

- ① 地域循環共生圏の構築に向けた取組の評価改善事業
- ② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業
- ③ 地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
- ④ ゼロカーボンシティにおける屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル事業

### (2) 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業

### (3) 地域の脱炭素交通モデル構築支援事業

- ① 自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業
- ② グリーンスローモビリティの導入実証・促進事業
- ③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業

### (4) 地域再エネの活用によるゼロエミッション化を目指すデータセンター構築支援事業



## 事業スキーム

### 事業形態

#### 間接補助事業

#### 委託事業

### 委託先及び補助対象

民間事業者・団体、地方公共団体等

### 実施期間

令和元年度～令和5年度

お問合せ

地球環境局地球温暖化対策事業室 ☎0570-028-341

自然環境局 自然環境整備課 温泉地保護利用推進室 ☎03-5521-8280

水・大気環境局 自動車環境対策課 ☎03-5521-8303

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、

04

## (1) 地域の自立・分散型エネルギーシステム構築支援事業

地域の自立・分散型エネルギーシステムの構築を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

### 事業内容

- ① 地域循環共生圏の構築に向けた取組の評価改善事業（委託）  
補助事業等を通じた地域循環共生圏に係る取組の評価・改善及び更なる発展に向けた検討を行う。
- ② 脱炭素型地域づくりに向けた地域のネットワーク構築事業（委託）  
地域循環共生圏及び脱炭素地域構築に係る情報収集、地域に潜在するニーズと企業等のシーズとのマッチング等を行う。
- ③ 地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業（補助）  
地方公共団体と民間事業者との共同により、地域の再生可能エネルギー・蓄電池・自営線等を活用した、再エネ自給率最大化と防災向上を同時実現する自立・分散型地域エネルギーシステムの構築のための計画策定や設備等導入に対して支援を行う。
- ④ ゼロカーボンシティにおける屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル事業（委託・補助）  
スマートライティング（通信ネットワーク化したLED道路灯・街路灯等）又は太陽光パネル一体型LED街路灯等について、計画策定、設備等導入支援を行う。また、スマートライティングには環境センサーを取り付け、再エネを安定的に使い続けるために必要な照度等の気象データを収集する。



自立・分散型地域エネルギーシステム

### 事業スキーム

#### 事業形態

- ③④ 間接補助事業  
①②④ 委託事業

#### 委託先及び補助対象

民間事業者・団体、地方公共団体等

#### 実施期間

令和元年度～令和5年度

#### 補助率

- ③ 地域の再エネ自給率向上やレジリエンス強化を図る自立・分散型地域エネルギーシステム構築支援事業
  - ・ 計画策定 3 / 4 (上限1,000万円)
  - ・ 設備等導入 2 / 3
  - \* EVを購入により導入する場合については、蓄電容量の1/2×2万円/kWhを補助する。(上限あり)
- ④ ゼロカーボンシティにおける屋外照明のスマートライティング化・ゼロエミッション化モデル事業
  - ・ 計画策定 3 / 4 (上限1,000万円)
  - ・ 設備等導入 IOT型LED道路灯・街路灯等 1 / 3  
太陽光一体型LED街路灯等 1 / 4

脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、

04

## (2) 温泉熱等利活用による経済好循環・地域活性化促進事業

地域固有の熱源である温泉熱等の利活用により、地域の脱炭素化と地域循環共生圏の構築を支援します。

### 事業内容

温泉は地域固有の熱源であり、多大なポテンシャルを有するものの、活用が進んでいない状況である。温泉地の脱炭素化・カーボンニュートラルを達成するには、地域資源である温泉を最大限活用することが重要であり、化石燃料の使用量やCO2排出量を削減するとともに、経済の好循環と地域活性化を生み出し、温泉地の脱炭素化が促進される。本事業では、地域固有の熱源である温泉熱等を利活用して地域単位で発電や熱利用を行い、脱炭素型温泉地の形成を支援することで地域の経済好循環と地域活性化を図ると共に、温泉供給設備更新時の省エネ設備導入の支援を行うことで温泉地の更なるCO2削減対策を推進する。

- ① 温泉熱等を利活用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用する事業に対し計画策定、設備等導入支援を行う（補助）  
温泉地の脱炭素化・カーボンニュートラルの好事例を形成するため、地域固有の熱源である温泉熱等を利活用して地域単位で発電や熱利用を行う設備を導入し、経済好循環と地域活性化促進を支援する。
- ② 温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入、計画策定に対して支援を行う（補助）  
温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入を支援し、温泉地の更なるCO2削減対策を推進する。
- ③ 全国温泉地自治体首長会議等で発信や、温泉熱等の利活用の促進を図る（委託）  
温泉熱等の利活用を通じた脱炭素型温泉地の好事例を全国へ発信し、カーボンニュートラルな温泉地域づくりを促進する。



### 事業スキーム

#### 事業形態

- ①② 間接補助事業
- ③ 委託事業

#### 委託先及び補助対象

民間事業者・団体、地方公共団体等

#### 実施期間

令和元年度～令和5年度

#### 補助率

- ① 温泉熱等を利活用し、地域単位でバイナリー発電や熱利用する事業に対し計画策定、設備等導入支援を行う
  - ・ 計画策定 3 / 4 (上限1,000万円)
  - ・ 設備等導入 2 / 3
- ② 温泉供給事業者等の温泉供給設備更新時の省エネ設備導入、計画策定に対して支援を行う
  - ・ 計画策定 3 / 4 (上限1,000万円)
  - ・ 改修事業 1 / 2

**(3) 地域の脱炭素交通モデル構築支援事業**

地域の脱炭素交通モデルの構築を通じて地域循環共生圏の構築を図ります。

**事業内容****① 自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業（補助）**

- 新たなライフスタイルに合わせた、電動モビリティのシェアリングサービスを活用した脱炭素型地域交通モデル構築に必要な設備等の導入支援を行う。

**電動モビリティ×デジタル技術****② グリーンローモビリティの導入実証・促進事業（委託・補助）**

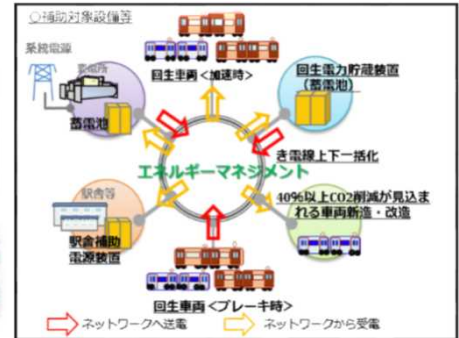
- CNF、IoT技術等の先進技術を活用したグリーンローモビリティの導入方法の実証及び、グリーンローモビリティの導入支援を行う。

**グリーンローモビリティ（※）**

※電動で時速20km未満で公道を走る4人乗り以上のモビリティ

**③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業（補助）**

- マイカーへの依存度が高い地方都市部を中心に、CO2排出量の少ない公共交通へのシフトを促進するため、LRT及びBRTの車両等の導入支援を行う。
- 鉄道事業等における省CO2化を促進するため、エネルギーを効率的に使用するための先進的な省エネ設備・機器の導入を支援する。

**LRT・BRT****鉄道事業等の省CO2化****事業スキーム****事業形態**

- ①②③ 間接補助事業
- ② 委託事業

**委託先及び補助対象**

民間事業者・団体、地方公共団体等

**実施期間**

令和元年度～令和5年度

**補助率****① 自動車CASE活用による脱炭素型地域交通モデル構築支援事業**

- 計画策定 **3 / 4（上限1,000万円）**
- 設備等導入 **1 / 2**

\* EVを購入により導入する場合については、蓄電容量の1/2×2万円/kWhを補助する。（上限あり）

**② グリーンローモビリティの導入実証・促進事業**

- 車両導入 **1 / 2**

**③ 交通システムの低炭素化と利用促進に向けた設備整備事業**

- LRT及びBRTの車両等の導入 **1 / 2**
- 車両新造・改修 **1 / 2** (中小・公営・準大手等)
- 回生電力 **1 / 2** (中小)
- 1 / 3** (公営・準大手・JR<本州3社以外>等)
- 1 / 4** (JR本州3社・大手民鉄)



脱炭素イノベーションによる地域循環共生圏構築事業のうち、

## 04 (4) 地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指す データセンター構築支援事業

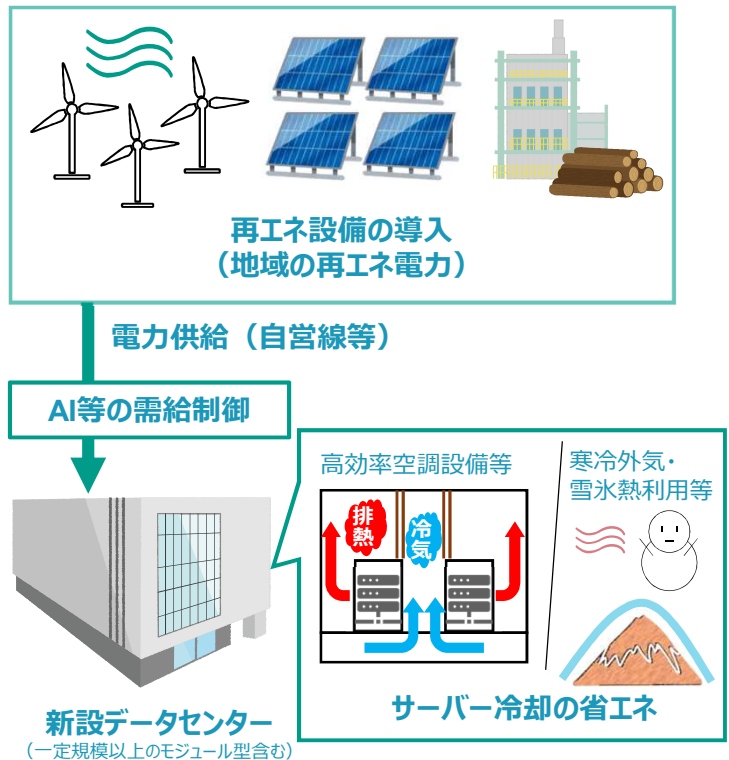
地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設を支援します。

### 事業内容

#### 地域再エネの活用によりゼロエミッション化を目指す データセンター構築支援事業

2050年カーボンニュートラルを達成するには、将来的には、徹底した省エネを行いながら再生可能エネルギーを100%活用するゼロエミッション・データセンターが不可欠となる。また、データセンターは自らがゼロエミッションとなるだけでなく、太陽光や風力由来の変動する電力供給に対して、AI等も活用しながらその大きな電力需要を調整することで、地域の再生可能エネルギーの最大限活用にも貢献することが期待される（例：再エネ供給量が多い時には多大なタスクを実行）。さらに、再エネポテンシャルが豊富な地域やサーバ冷却に外気等を活用できる寒冷地等へのデータセンターの立地推進は、都市部に偏在しがちなデータセンターの分散立地（エッジDC含む）につながり、地震などの自然災害に対するレジリエンス強化にもつながる。

このため、本事業では、地域の再生可能エネルギーを最大限活用したデータセンターの新設に伴う設計費や再エネ設備・蓄エネ設備・省エネ設備等導入への支援を行うことで、ゼロエミッションを目指すデータセンターのモデルを創出し、その知見を公表、横展開につなげていく。



### 事業スキーム

#### 事業形態

間接補助事業

#### 補助率

1/2

#### 補助対象

民間事業者・団体

#### 実施期間

令和3年度～令和5年度



# 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業 (経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業)

令和3年度予算(案) 6,000百万円(5,400百万円) 令和2年度3次補正予算(案) 5,500百万円

業務用施設のZEB化・省CO2化に資する高効率設備等の導入を支援します。

## 事業内容

### (1) レジリエンス強化型ZEB実証事業 (※他の(2)~(5)のメニューに優先して採択)

災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設(地方公共団体庁舎等)において、脱炭素化と感染症対策を兼ね備えたレジリエンスを強化したZEBに対して支援。

### (2) ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業 (経済産業省連携)

地方公共団体所有施設及び民間業務用施設等に対し省エネ・省CO2性の高いシステム・設備機器等の導入を支援。

### (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業 (一部国土交通省連携)

既存民間建築物、テナントビル及び業務用施設として利用する空き家等の省CO2改修支援。

### (4) 国立公園宿舍施設の省CO2改修支援事業

国立公園内で宿舍事業を営む施設に対し、省CO2性の高い機器等の導入を支援。

### (5) 上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業 (厚生労働省、国土交通省連携)

上下水道・ダム施設における再エネ設備、省エネ設備等の導入・改修を支援。

### (1) レジリエンス強化型ZEB実証事業

(補助イメージ)

再生可能エネルギー設備や蓄電池等を導入し、停電時にもエネルギー供給が可能であって、換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型ZEBの実現と普及拡大を目指す



### (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業

設備改修等により既存建築物の省CO2化を推進する



## 事業スキーム

### 事業形態

間接補助事業

### 補助対象

民間事業者・団体、地方公共団体

### 実施期間

メニュー別スライドを参照。

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）のうち、

## 05 (1) レジリエンス強化型ZEB実証事業

激甚化する災害時において自立的にエネルギー供給可能な災害時活動拠点施設となるZEBを支援します。

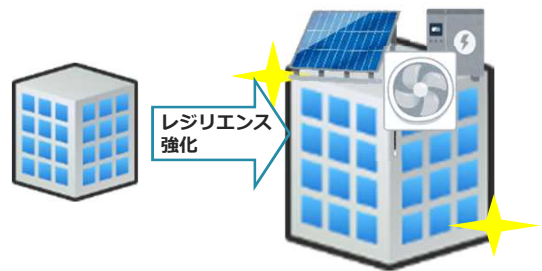
### 事業内容

災害発生時に活動拠点となる、公共性の高い業務用施設（庁舎、公民館等の集会所、学校等）及び自然公園内の業務用施設（宿舍等）において、停電時にもエネルギー供給が可能であって換気機能等の感染症対策も備えたレジリエンス強化型のZEBに対して支援する。

- 他の(2)～(5)のメニューに優先して採択する。
- 補助対象建築物：  
災害時に活動拠点となる公共性の高い業務用建築物であって、延べ面積10,000㎡未満の新築民間建築物、延べ面積2,000㎡未満の既存民間建築物、及び地方公共団体所有の建築物（面積上限なし）
- 補助要件：  
水害等の災害時における電源確保等に配慮された設計であること、災害発生に伴う長期の停電時においても、施設内にエネルギー供給を行うことができる再エネ設備等を導入すること、省エネ型の第一種換気設備を導入すること、需要側設備等を通信・制御する機器を導入すること等
- 以下に該当する事業については優先採択枠を設ける。
  - ・被災等により建替え・改修を行う事業
  - ・CLT等の新たな木質部材を用いる事業

### (1) レジリエンス強化型ZEB実証事業

再生可能エネルギー設備・蓄電池等及び省エネ型の高機能換気設備等の導入によりZEBのレジリエンスを強化



『ZEB』 補助率2/3

Nearly ZEB 補助率3/5

ZEB Ready 補助率1/2

### 事業スキーム

#### 事業形態

間接補助事業

#### 補助対象

民間事業者・団体、地方公共団体

#### 実施期間

令和2年度～令和5年度

#### 補助率

- ZEB 2/3  
設計時において基準一次エネルギー消費量からの削減量が再生可能エネルギーを除き50%以上かつ、再生可能エネルギーを含み100%以上となる建築物
- Nearly ZEB 3/5  
設計時において基準一次エネルギー消費量からの削減量が再生可能エネルギーを除き50%以上かつ、再生可能エネルギーを含み75%以上100%未満となる建築物
- ZEB Ready 1/2  
設計時において基準一次エネルギー消費量からの削減量が再生可能エネルギーを除き50%以上となる建築物

※上限5億円/年（延べ面積2,000㎡未満の建築物は上限3億円/年）

建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）のうち  
**(2) ZEB実現に向けた先進的省エネルギー建築物実証事業**  
 （経済産業省連携）

業務用施設のZEB化に資する高効率設備等の導入を支援します。

### 事業内容

ZEBの実現とさらなる普及拡大のため、ZEBに資するシステム・設備機器等の導入を支援。なお、今後ZEB化を促進させる上でさらなる実証・普及が必要なZEB（CLT等の新たな木質部材を用いるZEB等）について優先採択枠を設ける。また、感染症対策の観点から省エネ型の第一種換気設備を導入する場合や、需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合は審査段階において加点する。

● **補助対象建築物：**

延べ面積10,000㎡未満の新築民間建築物、延べ面積2,000㎡未満の既存民間建築物、及び地方公共団体所有の建築物（面積上限なし）※2,000㎡未満のZEB Readyは補助対象外

延べ面積	補助率等	
	新築	既存建築物
2,000㎡未満	『ZEB』 補助率 3/5  Nearly ZEB 補助率 1/2	『ZEB』 補助率3/5 Nearly ZEB 補助率1/2 ZEB Ready 2,000㎡未満 補助対象外
2,000㎡ ～ 10,000㎡	ZEB Ready 2,000㎡未満 補助対象外 2,000㎡～ 10,000㎡ 補助率 1/3	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 補助率3/5 Nearly ZEB 補助率1/2 ZEB Ready 補助率1/3
10,000㎡以上	地方公共団体のみ対象 『ZEB』 補助率3/5 Nearly ZEB 補助率1/2 ZEB Ready・ZEB Oriented 補助率1/3	

### 事業スキーム

#### 事業形態

#### 間接補助事業

#### 補助対象

民間事業者・団体、  
地方公共団体

#### 実施期間

平成31年度～令和5年度

#### 補助率

- ・ ZEB **3 / 5**

設計時において基準一次エネルギー消費量からの削減量が再生可能エネルギーを除き50%以上かつ、再生可能エネルギーを含み100%以上となる建築物

- ・ Nearly ZEB **1 / 2**

設計時において基準一次エネルギー消費量からの削減量が再生可能エネルギーを除き50%以上かつ、再生可能エネルギーを含み75%以上100%未満となる建築物

- ・ ZEB Ready **1 / 3（延べ面積2,000㎡以上の建築物）**

設計時において基準一次エネルギー消費量からの削減量が再生可能エネルギーを除き50%以上となる建築物

- ・ ZEB Oriented **1 / 3（延べ面積10,000㎡以上の建築物）**

設計時において基準一次エネルギー消費量から30%以上（事務所等、学校等、工場等の用途に供する建築物は40%以上）削減（再生可能エネルギー除く）しつつ、公益社団法人空気調和・衛生工学会の公表する未評価技術を導入し、さらなる省エネルギーの実現に向けた措置を講じた建築物

※上限5億円/年（延べ面積2,000㎡未満の建築物は上限3億円/年）

## 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）のうち (3) 既存建築物における省CO2改修支援事業 (一部国土交通省連携)

既存建築物の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

### 事業内容

#### ① 民間建築物等における省CO2改修支援事業：

既存民間建築物において省エネ改修を行いつつ、運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制を構築する事業を支援。【補助率：1/3（上限5,000万円）】

#### ② テナントビルの省CO2改修支援事業（国土交通省連携事業）：

オーナーとテナントが環境負荷を低減する取組に関する契約や覚書（グリーンリース（GL）契約等）を結び、協働して省CO2化を図る事業を支援。【補助率：1/3（上限4,000万円）】

※①、②については、省エネ型の第一種換気設備を導入する場合又は需要側設備等を通信・制御する機器を導入する場合に加算

#### ③ 空き家等における省CO2改修支援事業：

空き家等を業務用施設に改修しつつ省CO2化を図る事業に対し、省CO2性の高い設備機器等の導入を支援。

※省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加算。  
【補助率：1/2】

	補助申請者	補助対象経費	補助要件
(1)民間建築物等における省CO2改修支援事業	建築物を所有する民間企業等	CO2削減に寄与する空調、BEMS装置等の導入費用	・既存建築物において30%以上のCO2削減 ・運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築
(2)テナントビルの省CO2改修支援事業	テナントビルを所有する法人、地方公共団体等	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）	・テナントビルにおいて20%以上のCO2削減 ・ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結
(3)空き家等における省CO2改修支援事業	空き家等を所有する者	CO2削減に寄与する省CO2改修費用（設備費等）	・空き家等において15%以上のCO2削減 ・空き家等を改修し、業務用施設として利用

### 事業スキーム

#### 事業形態

#### 間接補助事業

#### 補助対象

民間事業者・団体、地方公共団体

#### 実施期間

平成31年度～令和5年度

#### 補助率

#### (1) 民間建築物等における省CO2改修支援事業

**1 / 3（上限5,000万円）**

要件：既存建築物において改修前に比べ30%以上のCO2削減  
運用改善によりさらなる省エネの実現を目的とした体制の構築

#### (2) テナントビルの省CO2改修支援事業

**1 / 3（上限4,000万円）**

要件：テナントビルにおいて20%以上のCO2削減  
ビル所有者とテナントにおけるグリーンリース契約の締結

#### (3) 空き家等における省CO2改修支援事業

**1 / 2**

要件：空き家等において15%以上のCO2削減  
空き家等を改修し、業務用施設として利用

## 05 (4) 国立公園宿舎施設の省CO2改修支援事業

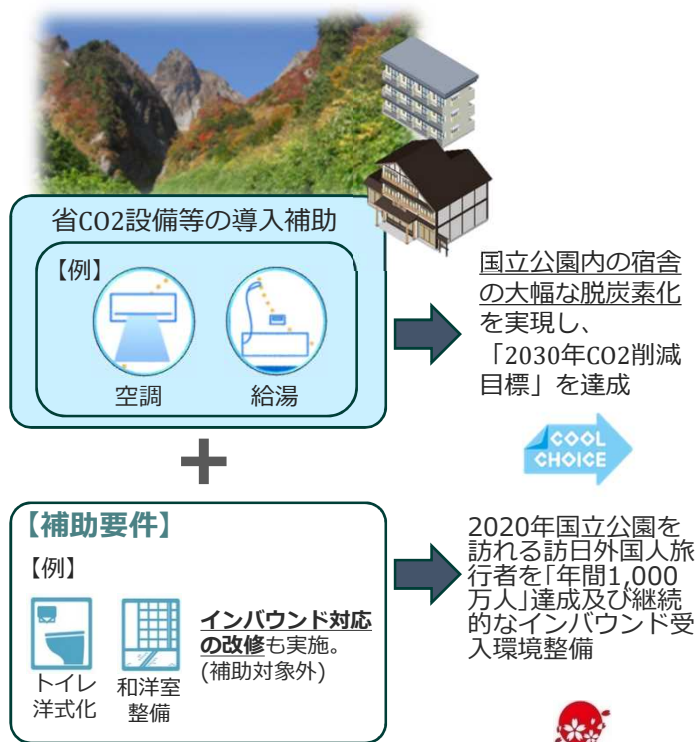
国立公園内宿舎施設の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

### 事業内容

国立公園内宿舎は、自然条件が厳しい場所に多く立地し、冷暖房・空調等のエネルギー消費が多く、施設更新を迎える施設も多い。国立公園内で宿舎事業を営む施設（ホテル、旅館等）に対する省CO2性能の高い機器等の導入に係る費用を支援。

※省エネ型の第一種換気設備を導入する場合に加点。

- **補助対象者：**  
国立公園事業者（宿舎事業者）
- **補助対象施設：**  
自然公園法に基づき国立公園内で宿舎事業を営むホテル、旅館等の施設
- **補助対象経費：**  
再エネ設備、省CO2改修費用（設備費等）
- **補助対象要件：**  
インバウンド対応改修（トイレ洋式化、和洋室等の整備、英語による案内表記、Wifi整備等）を併せて実施（※補助対象外）



### 事業スキーム

#### 事業形態

間接補助事業

#### 補助率

1 / 2（太陽光発電設備のみ1/3）

#### 補助対象

民間事業者・団体、地方公共団体一般

#### 実施期間

平成30年度～令和5年度



## 建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業（経済産業省・国土交通省・厚生労働省連携事業）のうち (5) 上下水道・ダム施設の省CO2改修支援事業 (厚生労働省、国土交通省連携)

上下水道・ダム施設の省CO2改修に資する高効率設備等の導入を支援します。

### 事業内容

上下水道・ダム施設における発電設備等の再エネ設備、高効率設備やインバータ等の省エネ設備等の導入・改修を支援する。

#### ● 補助対象経費：

上下水道・ダム施設における発電設備等の再エネ設備及び附属設備、高効率設備やインバータなど省CO2性の高い設備機器等の導入・改修にかかる費用（設備費等）



### 事業スキーム

#### 事業形態

間接補助事業

#### 補助率

1 / 2 (太陽光発電設備のみ1/3)

#### 補助対象

民間事業者・団体、地方公共団体等

#### 実施期間

平成28年度～令和5年度